

『職工移動状況調』と『学徒・女子挺身隊出動状況報告書綴』（山口県文書館所蔵）

徵用・動員・強制連行

——戰時山口県下の工場労働者——

戸 島 昭

一はじめに

近代の山口県は、瀬戸内海沿岸の各地に近代工業を移植し、第一次産業から第二次産業へと、産業構造の転換を急いだ。

早くは、明治十四年（一八八一）設立の小野田セメント製造株式会社を初めとして、同十六年の義濱堂機械製糸工場、同二十二年の日本舎密製造会社、同二十八年の大阪硫曹株式会社下関工場と海軍省徳山煉炭製造所、同三十九年の芸防抄紙株式会社の設立が続き、明治期に近代工業の萌芽はみられたが、山口県の主要工業製品は、酒・織物・和紙・醤油・塩など、在来的なものが大半を占めており、同四十二年における工業生産額は、全国で二六位という状態に停滞していた。⁽¹⁾

しかし、大正期に入ると、第一次世界大戦の影響を受けて日本経済が飛躍的に伸長する中で、山口県の工業も重化学工業を中心に、発展期を迎えることになる。

すなわち、大正三年（一九一四）の三菱彦島造船所および宇部鉄工所の設立を皮切りに、同七年の日立笠戸工場など、近代的な造船・鉄鋼・化学工場が建設され、「工業立県」の基礎が固まつた。そのために、同十三年の時点での工業生産額の全国順位も二八位に上つてゐる。

表① 山口県下18警察署管内の工場数と職工数
(昭和19年5月分、山口県労政課)

警察署	工場 総数	本月末職工数		職員数		集鮮	勤報	俘虜	女挺	学徒
		男	女	男	女					
久	35	257	143	41	21				260	257
賀	95	6,395	3,035	1,107	312					
本	6	48	10	10	9					
柳	36	261	112	49	27					
井	9	49	9	13	9					
森	32	164	113	23	9					
光	31	169	64	25	16					
下	41	8,264	1,490	936	249	318	154	471	407	450
柳	132	6,154	603	855	283	291		270		
高	10	60	15	5	4					
平	103	3,056	1,174	756	277					
柳	17	87	17	7	2					
井	55	899	318	129	48					
森	43	330	322	119	73					
光	25	865	555	294	132					
下	62	1,668	512	241	90					
柳	153	7,222	1,131	1,723	662					
高	39	6,371	1,792	570	311					
平	18	46	18	4	2					
柳	29	72	52	13	8					
高	28	116	44	21	12					
平	33	476	279	30	27					
柳	37	160	91	52	5					
高	7	8	15	8	13					
平	58	583	427	214	43					
柳	13	33	13	8	6					
高	16	161	89	29	13					
平	213	9,408	2,125	1,245	791	141	80		372	8
計	1,376	53,382	14,568	8,527	3,454	750	233	154	2,932	1,960

（『職工移動状況調』より作成）

その後、昭和期に入つても、各地の工場誘致運動に支えられて、同十年（一九三五）の東洋鋼板下松工場など、大手企業の進出や増設が相次ぎ、特に日中戦争の勃発による軍需工業の興隆に附隨して、中小工場も数多く新設されている。

その結果、同十三年には中国地方第一位の工業生産額に達し、翌十四年には、職工五人以上の事業場は一、四十九位となり、生産額の全国順位も一位に急上昇して、山口県の瀬戸内海

○工場となり、生産額の全国順位も一位に急上昇して、山口県の瀬戸内海

沿岸一帯は臨海工業地帯を形成するに至つた。

その状況を、戦時軍需生産体制が極限に達した同十九年五月の時点において、県下二八の警察署管内別に、工場数と職工数などで示すと表①のとおりである。⁽³⁾ すなわち、工場数は下関・宇部・徳山・防府・岩国・小野田署管内の順になつており、職工数の上からは下関・下松・宇部・岩国・豊浦・徳山・防府・小野田署管内の順になつていた。

かくて、太平洋戦争突入後は、県下の工場と労働者は全面的に戦時体制の中に組み込まれ、戦争と深くかかわつてゆき、戦争末期には激しい爆撃を受けて、大きな犠牲を払うことになつてしまふのである。

二 戦時下の工業統制

昭和十二年（一九三七）七月、日中戦争が勃発すると、政府は同年九月に「軍需工業動員法」の戦時規定をこの戦争に適用し、山口県も軍需工業に対する保護・奨励・監督を強めて、国策に沿うことになる。

すなわち、翌十四年十月には、県下の全工場・鉱山を一丸とする「産業報國連合会」の発会式を挙行し、戦時増産体制の確立を図りながら、その一方で、十五年七月には「奢侈品等製造販売制限規則」を実施し、十六年三月には県下の中商工業者五万余について、転業・廃業に関する調査を行ない、「非戦時産業」の「整理統合」を断行している。⁽⁴⁾

特に、軍隊への徴兵によつて労働者の補充が困難になると、先ず小売業が工場労働力の供給源として着目され、厳しい「整備」の対象となつたが、中小工業についても例外ではなく、業種ごとに「統合」され、廃業者は他の軍需産業へ振り向けられ、十八年七月までの段階で、船舶用金物製造業以下の十八部門に及んでいる。

そのために、「整備」の対象となつた中小工場は休業から廃業の途をたどり、十五年末に一、五八五工場であつた山口県の工業は、十八年一月の時点で一、二九六工場へと減少し、そのうちの一六五工場が休業中であった。⁽³⁾

その後も中小工場の統廃合はすすめられたが、他方では欠乏する生活諸物資を補なうための増産も緊急事となり、以後、再び工場数の増加をみていく。

このような「整理統合」の結果を、十九年二月末の段階で、各業種ごとに職工五〇人以上を使用する工場数とその職員数で示すと表②のとおりであり、金属・機械・化学工業の占める割合が圧倒的に高くなつていたことが明らかである。

しかし、戦況は更に悪化し、軍需生産の「飛躍的増強」が望まれたにもかかわらず、人的・物的資源は固枯しており、十八年十月の生活必需品部門に始まる「企業整備」の指令は、二十年二月の冷凍菓部門への指令に至るまで、あらゆる零細商工業者に対して貫徹されていく。

その結果、転廃業に追い込まれた業者には徴用や動員がかかり、機械器具などの設備は他工場へ転用されたが、このような戦争の最終段階での「企業整備」状況は、表③に示したとおりであり、残存業者数は四七%にまで抑え込まれた。⁽⁵⁾

一方、山口県下の陸海軍直轄工場は、徳山海軍燃料廠に加えて、十五年十月の光海軍工廠、十六年四月の岩国陸軍燃料廠の創設を初めとし、十八年の呉海軍工廠の宇部紡績接收、二十年の陸軍燃料廠の鐘淵紡績防府工場接收と岩国

表③ 商工業関係企業の整備状況
(昭和20年10月『長官事務引継書』より作成)

業種名	整備前業者数	整備業者数	残存業者数	指定期日	資産評価	進捗状況
燃料	6	3	3	19・1・29	完了	了
印刷	260	165	95	19・2・5	〃	
綿漁網	11	7	4	19・2・15	〃	
莫大蘿	9	7	2	19・2・16	〃	
植物油	193	106	87	19・2・18	未完	了
清凉飲料	22	9	13	19・2・22	完	了
食	116	78	38	19・3・24	〃	
菜	138	112	26	19・4・10	未完	了
座縫糸及玉糸	235	97	138	19・4・18	完	了
製紙	65	37	28	19・4・27	〃	
綿	26	25	1	19・6・16	未完	了
冷凍機	49	41	8	19・9・14	〃	
清酒	15	9	6	19・9・20	完	了
冷凍機	367	199	168	20・2・26	未完	了
清酒	2,750	1,228	1,522	19・1・10	未完	了
生活必需品	350	150	200	19・4・15	〃	
セメント瓦	16,907	9,061	7,846	18・10・10	手荷品	完了
合計	21,559	11,364	10,195			

海軍一一空廠の創設など、陸海軍には最大限の協力を行なつてゐる。このような軍直轄工場は、山口県警察部の監督下に入つておらず、県庁文書ではその実態を明らかにしえないため、今は断念せざるを得ないものの、終戦直後の二十年十月の調査で、県警察部が管轄する「軍需会社法」による指定工場は三八、「工場事業場管理令」による指定工場は一二ほど存在し、このうち、元軍需工場とその戦時生産品目を挙げると、表④のとおりであった。⁽⁵⁾

表④ 軍需工場と戦時生産
(昭和20年10月
『長官事務引継書』より作成)

工場名	戦時生産品目
ミヨシ化成工業(株)岩国工場	潤滑油
中国塗料(株)岩国工場	酸素発生剤
興亞石油(株)麻里布工場	揮発油・潤滑油
帝人航空工業(株)	航空機部品
鶴日立製作所(株)戸戸工場	車輛・兵器
日本石油(株)下松製油所	揮発油・石鹼油・マシン油
東洋鋼鐵(株)下松工場	軽合金・ブリキ・兵器
戸戸船渠(株)戸戸工場	船舶修造
東洋曹達(株)富田工場	苛性曹達・アルミニウム
日本理化興業(株)富田工場	圧縮酸素
徳山鉄板(株)徳山工場	鉄鋼
徳山曹達(株)徳山工場	苛性曹達・塩化カリウム
東亞化学興業(株)防府工場	酒精
東亞酒精興業(株)防府工場	酒精
太刀洗航空機(株)山口工場	航空機用車輪
鶴日立製作所(株)部分工場	特殊鋼
帝国燃料興業(株)第一事業所	人造石油
宇部興産(株)宇部塩素工場	硫酸・硝酸
宇部興産(株)宇部セメント工場	入塩石油
宇部興産(株)宇部鉄工所	セメント
日本発動機(株)宇部工場	兵器・鋳鋼機械器具
宇部曹達(株)本社工場	潤滑油
チタン工業(株)宇部工場	苛性曹達
理研金属(株)宇部工場	酸化チタン
日本電送(株)宇部発電所	マグネシウム・臭素
小野田セメント(株)小野田工場	発電
田辺製薬(株)小野田工場	白色セメント・アルミニウム・クリンカーブリッジ・石膏
日産化学工業(株)小野田工場	硫酸・磷灰岩
日本火薬製造(株)厚狭作業所	硫酸曹達・氷昌石
日本火薬製造(株)化成工場	ダイナマイト・爆薬
小野田セメント(株)大嶽石灰石採取場	グリセリン・アルコール
鶴神戸製錬所(株)長府工場	石灰石
三菱重工業(株)彦島工場	軽合金
東洋高圧工業(株)彦島工場	船舶修造
昭和石油(株)彦島製油所	メタノール・ホルマド・アセト・アセト・アセト・アセト
昭和石油(株)彦島グリース工場	軽油・機械油
林兼重工業(株)第一第二第三第四電気鉄道各工場	グリース
三井鉱山(株)三池製錬所彦島工場	船用内燃機

三 戦時下的職工移動

昭和十二年（一九三七）七月、日中戦争の勃発は、軍需産業を飛躍的に興隆させたため、工場労働者の確保が重要な問題となつた。

そのため、十三年六月、政府は、職業紹介所の官制を公布し、翌七月には山口県下の五箇所にあつた県営下関・宇部・萩・山口・徳山の各職業紹介所を国営に移管して、職業紹介業務を一段と強化した。そして十六年には、「国民徴用令」に対応する「国民職業指導所」に改めて、転廻業者の指導・斡旋に当たらせると共に、「白い召集令状」と呼ばれた徴用の実務を執らせている。

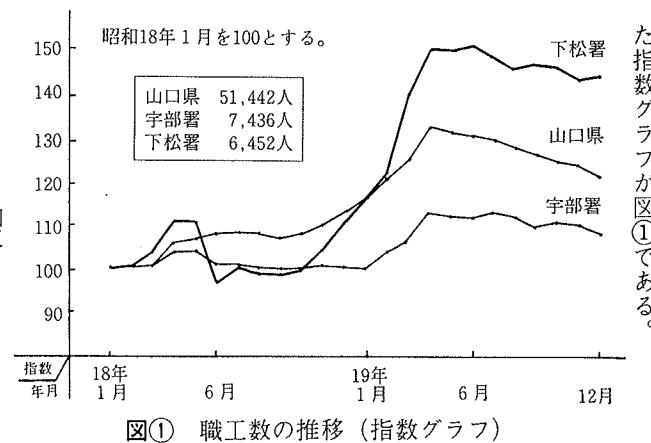
特に、新興の工業都市として、大規模な軍需工場の進出や増設が続いた下松市には、十六年十一月に、徳山国民指導所の出張所を開設し、翌年三月には下松国民職業指導所に昇格させるという状況であり、これらの国家機関によつて、戦時下の工場労働者が統制・徴用され、軍需工場へと移動・集中していくことになつた。

このような国策に沿つて、山口県も軍事生産を最優先する工業政策を実施するが、とりわけ、十七年から厳しく断行した中小商工業者の「再編成」で、多くの転廻業者を創り出し、軍需産業へ振り向けている。

その結果、十五年末の時点で工場数一、四四一・職工数五一、五八四であつたものが、十九年末には工場数一、三七六・職工数六二、九二九となり⁽⁵⁾、工場数は約五%ほどの減少をみせているが、逆に職工数は六一%の増加となつてゐるのである。そのうち、重点工場に指定された一七工場の職工数は、十八年十月の時点で二七、五三三人であり、県下全体の五〇%を占めていた。

表⑤ 山口県下の職工移動状況
(自 昭和18年 至 昭和19年) (『職工移動状況調』より作成)

調査年月	工場数	職工数		職員数		集鮮	勤報	俘虜	女挺	学徒	総計
		(内) 女性	(内) 女性								
18年 1月	1,296	51,442	9,990								
	1,310	51,913	9,885								
	1,340	51,894	9,624								
	1,356	54,741	10,279								
	1,369	54,983	10,198								
	1,360	55,475	10,334								
7	1,352	55,668	10,366	11,425	2,727	489	415				
8	1,377	55,303	10,229	10,994	2,789	473	351				
9	1,378	55,056	9,875	11,287	2,883	463	311				
10	1,364	55,445	9,934	11,040	3,010	646	563	154			
11		56,440	10,064								
12	1,361	58,382	10,133	11,293	3,027	608	609	154	154		
19年 1月	1,359	60,056	10,806	11,392	3,080	508	785	154	790		
	1,375	62,271	12,076	13,493	3,590	549	315		1,105		
	1,379	64,700	13,076	13,400	3,730	239	909		1,772		
	1,375	68,358	14,817	12,422	3,810	520	218		1,870		
	1,376	67,950	14,568	11,981	3,454	750	233	154	2,932	1,960	
	1,380	67,325	14,410	12,685	3,843	673	429		2,641	3,835	87,588
7	1,377	66,664	14,515	12,962	4,054	535	318		2,779	5,441	
8	1,374	65,811	14,484	12,532	3,855	643	351	華入69	2,652	6,773	88,762
9		65,524	14,546								
10	1,372	64,479	14,524	11,965	3,863	760	646		2,990	17,092	97,932
11	1,286	63,689	14,460	12,008	3,893	753	321		3,295	17,360	97,426
12	1,376	62,929	14,211	11,650	3,726	608	171		3,456	16,948	95,762



特に、労働力の確保が深刻な問題となつた十八～十九年の二箇年間について、県警察部労政課が県下二八警察署に報告を求めて集計した『職工移動状況調』⁽³⁾から、山口県の工場数や職工数などの移動状況を示すと表⑤のとおりであり、更に、地域的職工移動の特徴を把握するために、下松と宇部の二警察署管内を抽出して、県全体の傾向と比較した指数グラフが図①である。

すなわち、十八年一月当初、県下全体の工場数は一、二〇〇以下に抑え込まれていたものの、その後、欠乏する諸物資の供給上やや増加し、同年八月以降は停滞している。また、職工数については、十九年四月まで急増し、六八、三五八人で頂点となり、以後は減少する。

地域的には、宇部署管内のように、中小企業を多く伴う工業の先進地では、「企業整備」の関係上、工場数も職工数もその増加率は小さいが、下松署管内のような新興の工業都市では、巨大な軍需工場の増産に対応する中小工場の増加となり、他地域からの労働力の流入は、そのまま職工増加率の急上昇となつて表われている。

さらに、全県下の職工と職員について、男女の性別による移動状況にまで踏み込んで、詳細に検討してみると、十八年一月当初、女子職工の割合は、全体の一九%であったものが、十九年十二月には二三%にまで上昇しており、女子職員についても、十八年七月に全体の二四%であったものが、十九年十二月には三三%にまで及んでいたのである。ここに、激しい徴兵で減少する青壯年男子労働者に代つて、女子労働者が「銃後」の生産の担い手になつていく様子を読み取ることが可能である。

それでも不足する工場労働者の供給源として、国内外のあらゆる「人的資源」が見直され、「勤労報国隊」のみならず、「集団移入朝鮮人」や「俘虜」、さらには「女子挺身隊」や「学徒勤労隊」などが、根こそぎに動員されている様子も、如実な数字として表われている。

なお、この『職工移動状況調』の集計にはあがつて来ないが、県下には陸海軍が直轄する工廠が多くあり、とりわけ光海軍工廠は県下最大の工場で、その作業員数は、十八年十月には一七、〇〇〇人となり、最盛時の十九年以後は三〇、〇〇〇人を突破したといわれる。⁽⁶⁾ また、宇部や小野田などの炭鉱も多く労働者を擁していたが、工場としての

管轄を受けておらず、やはり、この集計には反映していない。

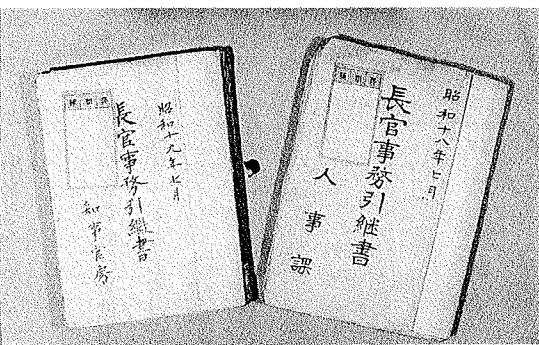
そして、工場労働者の中核となるべき男子青壯年層の多くが、軍隊に徴兵されて固枯していたことも合わせて考えると、県下全体の工業労働者の移動を網羅するものではないものの、この『職工移動状況調』の数値は、県民が戦時の工場生産などどのように関係したかを、大枠で把握することが出来るものとして、やはり重要な意味をもつてゐるものである。

四 徵 用

昭和十三年（一九三八）四月、政府は「國家総動員法」を制定し、戦争目的遂行のために、人的・物的資源を総動員する途を付けた。そして、同年六月には、職業紹介所の官制を公布して労働力の統制を強めると共に、翌十四年一月には、「国民職業能力申告令」を公布し、半年後の七月には、「国民徵用令」を公布・施行して、軍需工業部門への労働力の集中を開始した。

この勅令は、従来の職業紹介や募集などの方法では軍需工場への必要人員が確保されなくなつたため、政府が職業指導所を通じて強制的に青壯年男子を徵用するものであり、軍隊への「赤紙召集」に対して、「白紙召集」と呼ばれる制度であつた。

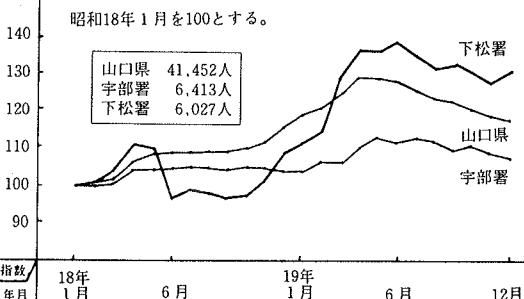
山口県においても、十四年七月には、県下五箇所に置いていた県営職業紹介



『長官事務引継書』昭和18年7月・同19年7月
(山口県文書館所蔵)

所を国営に移管しており、徴用の実態は、県庁に残された行政文書で総括的に把握することが出来なくなるが、県警察部に所属する労政課や商工統制課の記録から、ある程度の推測は可能である。

すなわち、前掲表⑤で示した十八～十九年の二箇年間における職工の移動状況のうち、男子職工数のみを抽出して指數グラフを作成し、これに下松と宇部の警察署管内の同様な指數グラフを加味すると図②のとおりとなり、県下全体の工場では、十九年四月までが増加傾向にあって、その後を「徴用工」が占めていたであろうことが読み取れる。また、日立製作所や東洋鋼板のような重工業部門の大工場を擁する下松署管内は、男子労働者が軍隊へ徴兵され



図② 男子職工数の推移（指数グラフ）

表⑥ 重点工場の労務者数 昭和18年10月分

工場名	職工数		職員数		総計数	集団移住鮮人	勤報隊員	雇入見込	徴
	男	女	男	女					
笠戸造船	1,316 1,412	96 166	142 166	24 24	1,578	50		20 200	徴
三菱重工業	1,906 1,930	24 29	202 299	97 97	2,229				徴 150
林兼造船	1,399 1,470	71 346	250 346	96 96	1,816		19	50 100	徴
石原造船		87 89	10 13	3 3	102				
日立造船	312 312	— 74	55 74	19 19	386				
神戸製鋼	5,128 6,073	945 610	407 610	203 203	6,683		217		徴 300
理研金属	1,162 1,203	41 190	141 190	49 49	1,393		18		徴 150
日本鉱業	394 428	34 54	54 54	— 54	482				
東洋鋼板	962 1,069	107 291	192 291	99 99	1,360	218			
日本弗化	47 50	3 23	17 23	6 6	73			20	
徳山鉄板	803 858	55 249	174 249	75 75	1,107	295		20 360	
宇部鉄工所	920 1,078	158 400	260 400	140 140	1,478			20	
日立笠戸	3,371 3,520	149 1,039	726 1,039	313 313	4,559		154		徴 150
帝人製機	1,140 1,455	315 130	95 130	35 35	1,585				徴 200
東洋曹達	997 1,039	42 108	90 108	18 18	1,147				徴 80
日本発動機油	210 248	38 51	28 51	23 23	299				
彦島製煉	780 910	130 345	230 345	115 115	1,255		50	20	
計	20,934 23,144	2,210 4,388	3,073 4,388	1,315 1,315	27,532	563	304 154	150 1,690	徴

(『職工移動状況調』より作成)

て一時的に減少したが、重点工場として挺子入れが行なわれたため、十八年十月から再び急増しているのである。

事実、十八年六月に「国民徴用令」が改正・強化されてから四箇月後の、同年十月の時点で、県内一七の重点工場における「労務者数調」の結果を示すと表⑥のとおりであり、「翌々月」（十二月）の「雇入見込」として、一、六九〇人の徴用が記されている⁽³⁾。このことは、山口県下の全体や下松署管内の急激な職工数の増加傾向と一致する。

なお、前項の繰り返しになるが、陸海軍が直轄する工廠は県警察部の管轄外であり、また、炭鉱は工場と同列に扱われておらず、実際には、これらの最重要工場への徴用があつたことを加味して、『職工移動状況調』の数値をもつと大目に読まなければならないのである。

しかも、この徴用は、「企業整備」の名目のもとに行なわれた中小企業の統廃合と並行していたのであり、商店や町工場から多くの事業主や従業員が重点工場に転用され、「戦場」と呼ばれた軍需工場で、「産業戦士」として「滅私奉公」を強いられていた。

このような状況の下に、例えば、日立製作所笠戸工場においては、十六年十一月、大便所に「三銭五銭ノ昇給、生活出来る物か、同志よ立て、一致団結してストライキに邁進しよう。非常時を背負ふ青年各位殿、一工員」とか、十八年三月、機械工場外壁支柱に「産業報國ノ美名ノ本ニ職工ヲダマス、日立ヲツブセ」といつた非痛な落書きが現われたり⁽⁷⁾、東洋鋼板下松工場においては、十八年八月、寄宿舎を抜け出した職工五人が行方不明になつたりする事件が発生するのである。

昭和一六年（一九四一）十一月、政府は「国民勤労報国協力令」を公布し、一四歳から四〇歳までの男子と、一四歳から二五歳までの未婚女子に勤労奉仕を義務法化し、学徒に対しては、軍需工場への勤労動員を開始した。これは、労働力不足がいよいよ深刻化し、一般労働者の徴用も困難になってきたために、その補いとして採られた措置であり、以後、軍需工場に対して、「勤労報国隊」や「女子挺身隊」が派遣され、「学徒動員」が行なわれることになる。

先ず、「勤労報国隊」については、すでに十六年四月、岡山市の中小工業者二人の「転業報国隊」が宇部の沖ノ山炭鉱に入坑して⁽⁹⁾いたが、山口県下における第一回の「勤報隊」の編成命令は、十七年一月、徳山市に對して発せられ、やはり宇部の東見初炭坑に出動している。⁽²⁾

このように、「勤報隊」の出動は、当初、熟練をあまり必要としない炭鉱部門などに向けて行なわれたが、十七年十月には、宇部市内の東西券番の芸妓六〇人を「勤報隊」に編成し、宇部油化工場に出動させたように、やがて、農林漁業者や中小商工業者などをも「勤報隊」に結集させて、軍需工場などの重点工業部門に對しても、次々と送り出している。

山口県警察部の労政課が、陸海軍の工廠や炭鉱などを除いて実施した「職工移動状況調」では、前掲表⑤にみられるように、「勤報隊」員の集計結果は十八年七月の時点から表われるが、十九年二月の九〇九人を最高にして、

以後、急激に減少している。従つて、「勤報隊」への動員も、この頃に限界に達していたと考えられる。

次に、「女子挺身隊」については、すでに十七年五月の時点で、宇部の沖ノ山鉱業所に三〇人が入坑し、海底での採炭作業に従事するという苛酷な事例もあつたが、特に十八年九月、政府が「国内必勝勤労対策」を決定し、十四～四五歳男子の一七職種就業禁止と、一四～二五歳未満未婚女子の勤労挺身隊結成を制度化したことにより、本格化した。

そのため、「職工移動状況調」では、前掲表⑤にみられるところおり、十八年十二月に初めて、「女子挺身隊」の一五四人が計上され、以後、急速に増加し、さらに十九年八月の「女子挺身勤労令」で、一二歳から四〇歳までの未婚女子の強制加入が行なわれることになり、「挺身隊」への動員は一段と強化されて、十九年十二月には三、四五六人にまで膨れあがっている。特に「挺身隊」の対象年齢が上下に拡大されて以降は、陸海軍工廠以外の軍需工場にまで動員されるようになつたため、同年八月から始まる県警察部労政課の「学徒・女子挺身隊出動状況報告書綴」でも、九月以降に計上されている。

その状況を、宇部と下松の両警察署について、毎月の報告書の中から抽出し、動員先の工場ごとに示すと表⑦・⑧のとおりである。



光海軍工廠に動員された中学生
(伊藤忠芳氏所蔵)

宇部警察署管内の女子挺身隊出動状況 (『学徒・女子挺身隊出動状況報告書綴』より作成)												
動員工場 昭和年月	宇部東見初鉱業所											
	宇部興産	宇部曹達	宇部工場	宇部理研	宇部金屬	宇部工場	宇部セメント	宇部興産	宇部鉄工所	宇部機油	宇部発動機	宇部製造所
19年8月	10	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
9	6	—	10	11	62	72	41	41	35	24	19	81
10	5	10	15	11	71	71	24	24	41	19	122	32
11	—	11	11	11	71	19	24	24	41	19	122	105
12	10	11	11	11	70	69	24	24	43	19	124	97
20年1月	7	7	11	11	69	69	24	24	43	19	125	95
2	—	—	15	10	10	16	24	24	43	19	89	89
3	7	7	11	11	15	15	24	24	43	19	124	95
4	—	—	15	10	10	16	24	24	43	19	125	95

表⑧ 下松署管内の女子挺身隊出動状況

動員工場 昭和年月	(学徒・女子挺身隊出動状況報告書綴より作成)					兵庫ボルト 10 9
	笠戸 船渠	笠戸 日立 製作所	日本 石油	下松 製油所	東洋 鋼板	
19年 8月	31	336	10	143	102	127
9	30	335	10	145	129	124
10	30	332	10	—	—	9
11	30	343	20	—	—	9
12	30	342	339	337	339	339
20年 1月	30	30	30	30	30	30
2	30	30	30	30	30	30
3	30	30	30	30	30	30
4	30	30	30	30	30	30

報告書をみると、各工場の「挺身隊」についての人数と出勤率のほかに、特記事項が多くつけられていることが目立っている。
 すなわち、チタン工業の七名については「出勤状況最モ悪シ」とか、帝國燃料の六九名については「長欠五名」、宇部鉄工所の一〇四名については「長欠一八名」といった「特異状況」が注記されており、苛酷な労働で健康を害する者が続出し始めていることを物語っている。

そして、翌五月の段階において、従業員一〇〇人以上の主要工場として一〇七の事業所があげられている中で、半数以上の六二%の工場に「女子挺身隊」が配置されていたことも確認できる。^{〔1〕}

最後に、「学徒勤労動員」については、文部省が十三年三月に通達した「集団的勤労作業運動実施ニ関スル件」で、夏季休業中に食糧増産や土木工事などへ勤労動員されだしたことから始まり、十六年十一月の「国民勤労報国協力令」で、軍需工場への動員に強化され、さらに、十八年六月の「学徒戦時勤員体制確立要綱」の決定で、学徒を労働力として登録・組織化するようになり、ついには中学校と国民学校高等科や高等女学校の生徒がその主対象となつた。そして、十九年二月には、「学徒動員」の通年実施が決定され、同年八月の「学徒動員令」では、中学生以上の全員を工場に配置する方針が採られ、中等学校教育の機能は事実上の停止状態となつた。

山口県警察部労政課の「職工移動状況調」では、前掲表⑤に集計したように、「学徒動員」の通年実施が始まつた十九年五月から計上され始め、当初一、九六〇人であつたものが七箇月後の十二月には、約九倍の一六、九四八人に

まで急増している。また、同年六月の内務部教学課の調査によれば、十九年度の最初の四半期における第一・二次の「学徒動員」は、表⑨に示したとおり、中等学校二年以上の生徒を対象にして行なわれており、第一次割当の動員先是、光海軍工廠（男四四四・女二〇〇人）、神戸製鋼（男三九〇・女三四七人）、日立製作所笠戸工場（男三四三・女一〇七人）などが上位を占め、第二次割当の動員先は約三倍の三三工場で、光海軍工廠（男四五〇・女五一六人）、徳山曹達（男二五九人）、中国塗料（女二九〇人）、宇部鉄工所（男一四〇・女一〇〇人）、第三海軍燃料廠（男二〇〇人）などが主なものであつたが、特に海軍関係の工廠への動員が際立つてゐる。^{〔2〕}

しかし、動員が長期化すると、劣悪な労働条件の下で、結核などを患つて健康を害する者や、死傷者などが生じ始めた。

すなわち、宇部警察署からの二十年四月分の報告書には、「公傷者一名ヲ含ム」と

か、「病気ノタメ四月一日一名退社」、「長欠一名ヲ含ム」、「一名負傷ノタメ現在京都帝大附属病院二入院中」などといった特記事項が目立つてゐる。^{〔3〕}

また、特異な「学徒動員」としては

十九年七月頃に、山口市内の高等女学校四校を工場化し、「③厚紙生産作業」を実施することが計画された。^{〔4〕}いわゆる



学生動員された伊藤忠芳氏提供
高女学校の生徒

風船爆弾の製造の一部を学校内で担わせるという事例である。

そして、このような「学徒動員」中の最大の悲劇として、二十年八月十四日、すなわち終戦の前日、光海軍工廠が爆撃を受け、一〇〇名を越える動員学徒が犠牲になると⁽⁶⁾いう、悪夢のような出来事が起ころのである。

六 強制連行

昭和二十年（一九四五）八月の敗戦までに、全国の軍需工場などに徴用された男子労働者は一六〇万人、女子勤労挺身隊員は四七万人に達し、また、工場や農村に動員された学徒は約三四〇万人に及んだといわれるが、それでもなお労働力不足を解消するには至らなかつた。

そのため、政府は早くも十数年に、朝鮮總督府と「朝鮮人労務者内地移入ニ関スル件」を作成し、朝鮮半島から強制的に労働者を連行する。その数は一〇〇万人を超えたといわれているが、彼等はおおむね労働条件の劣悪な鉱山や建設現場などで苛酷な労働を強いられ、最も多くの犠牲者を出した。その他、戦争の末期には、俘虜も労働力として使役されることになる。

山口県下に在住する朝鮮人は、昭和八年度において、二、九〇五戸・一六、二七二人であり、そのうち二、九二二人（二十四%）が下関市に、三、七三一人（二三%）が宇部市に集中していた。⁽²⁾その後、さらに急増して、十五年には七万九千余、十八年末に十三万二千余人となり、密集地域は小野田市（三三%）、宇部市（二一%）、下関市（一三%）の順となつて、ついに、二十年六月末には一四〇、六五二人まで膨れあがつた。⁽⁵⁾

下関市は、釜山と連絡船でつながれており、地理的に朝鮮半島と近く、早くから朝鮮人が多く居住していたが、小

表⑩ 集団移入朝鮮人労働者の動員先（昭和二十年五月五日現在）

工場名	
ヤマ8004工場（日立製作所笠戸）	47
〃 5502 〃（東洋鋼板下松）	419
〃 9202 〃（東亜化学興業防府）	43
〃 2501 〃（小野田セメント製造）	50
理研金属宇部工場	163
宇部興産宇部鉄工所	47
ヤマ6508工場（宇部セメント）	94
林兼重工業	49
東洋高圧彦島工業所	150

従業員100人以上の大工場。^(昭和20年国民義勇兵より作成)

野田市と宇部市には炭鉱があり、その坑夫として多くの朝鮮人労働者が集団移入させられたことが、急上昇の主原因になつてゐる。また、十八年七月頃には、下関駅を通過する朝鮮人は月間約二、〇〇〇人と数えられており、集団移入の労働者に対する休養施設として、さらには下関市在住の朝鮮人約二六、〇〇〇人にに対する「鍊成道場」として、「協和会館」が建設されている。⁽⁴⁾

ところで、県警察部労政課による工場を対象とした『職工移動状況調』では、前掲表⑤でみたように、十八年七月から「集鮮」の名目で集団移入朝鮮人労働者が計上されており、それらは当初、すべて笠戸船渠、東洋鋼板、徳山鉄板といった「重点工場」の労働者として移入させられていた。その後、こうした強制連行の動員先は増え、二十年五月の時点では、表⑩に示したとおりであり、その合計人数一、〇六一人は、十八年七月と比べて、二・一倍になつてゐる。

このうち、特に朝鮮人労働者が多かつた東洋鋼板下松工場では、十七年九月に朝鮮人隊長外三人が労働賃金の支払方法の改正を求めて罷業を計画したり、十九年四月には移入朝鮮人労働者二四八人中の八名が、雇傭契約期間の満了にもかかわらず、帰国させてもられないことから同盟罷業を行なうなどの騒ぎが発生しており、苛酷な労働を強いられていたことが容易に想像される。

また、陸軍省と運輸通信省が共同管理する下松市の日立製作所笠戸工場には、前掲表⑤にみられるように、十八年十月の時点で、福岡俘虜収容所第七派遣所が開設され、オランダ国籍の俘虜一五四人が送り込まれて、最も作業環境の悪い鋳物工場で強制労働をさせられている。

ところが、十九年四月、その監視兵二十数名の引揚げに伴い、会社側が選抜した警備員がオランダ人捕虜の監視に当たるようになったことから軋轢が生じ、第七派遣所長調正路中尉の「超常識的俘虜優遇振り」が、俘虜の「怠慢」にして「反抗的な態度」の原因であると非難され、県警察部特高課の「内偵」を受ける事態に立ち至った。

その結果、調所長はキリスト教者で、「其の心中深く抱持せる外国崇拜の観念」に基き、「必要以上の厚遇」をしたことにより、俘虜の「増長を招来」したとして、ついには、憲兵隊当局の知るところになり、「相当複雑せる事情を発生」して、翌五月四日、調所長と俘虜全員の引揚げとなっている。⁽⁷⁾

結局、この問題は、兵器製造を急ぐ日立製作所笠戸工場の苛酷な労働条件下に置かれた日本人労働者が、弱者の立場にある敵国俘虜に対しても激しい憎悪を燃やし、その矛先を監視責任者に向けた厳しい差別事件であり、まさに戦時下で起こつた悲劇であった。

一方、鉱山は工場としては管轄されなかつたが、山口県下には多くの炭鉱があり、集団移入の朝鮮人労働者や俘虜が強制連行され、最も多く「投入」された所である。

表⑪ 山口県の炭鉱労働者
(山口武信「炭鉱における非常業の展望」より作成)
宇部地方史研究
第5号：運輸調査局『石炭鉱業』より

昭和内訳	17年3月末	18年3月末	19年3月末	19年9月末	20年6月末	21年6月末
一般	18,293 人 711	15,757 人 829	15,661 人 1,279	14,352 人 1,716	16,100 人 1,100	21,842 人 45
短期						
朝鮮人	1,954	10,853	11,169	10,953	12,141	
俘虜	—	—	767	1,467	1,585	—
中国人	—	—	—	278	198	—
計	20,958	27,439	28,876	28,766	31,124	21,887
全国	286,806	374,763	392,382	401,534	396,712	316,712

※一般=邦人長期労務者。短期=徴用・学徒動員・応援朝鮮人・報國隊など臨時労働者。朝鮮人の中には既住朝鮮人含む。

矛盾が集中した所であり、「根こそぎ動員」といわれた「銃後」の実態を典型的に読み取ることが可能である。

このように複雑な炭鉱労働者の状況の中にあつてこそ、十七年四月の東見初炭鉱における集団移住朝鮮人労働者に対する日本人隊長の暴行事件や、同年八月の沖ノ山炭鉱における日本人労務係の朝鮮人労働者に対する暴言事件、あるいは同年九月の同暴行事件、さらには十九年四月の東見初炭鉱における朝鮮人労働者の早期帰国の実現を求める罷業や、同年六月の朝鮮人宿舎賄婦の飯米窃盜事件に起因した日本人賄婦監督者への暴行事件など、数々の事件が起つてゐるのである。⁽⁷⁾

また、十九年十月、沖ノ山炭鉱に収容された一九六名の「華人労務者」が、「其ノ後、死亡者アリタル為」、二十年八月の終戦の時点で一九三名になつてゐたというひどい記録もある。⁽⁵⁾

七 おわりに

徴用・動員・強制連行——。このような「銃後」の悲劇は、老若男女を問わず、日本の統治下にあるすべての人々を巻き込んで展開したが、その圧倒的な強制力の背後には、警察権力による「労政関係犯罪」の厳しい検挙があつた。

政府は、「國家総動員法」に基いて、「賃金統制令」(十四年二月公布)や「労務調整令」(十六年十二月公布)などで雇庸主を規制すると共に、「国民徵用令」(十四年七月公布)や「軍需会社徵用規則」(十八年十月公布)、さらには「國民勤労動員令」(二十年三月公布)などで労働者を縛つた。

實際に、これら労働関係諸法令を發動させて「違反者」を検挙したのは山口県警察部であつたが、その実態を具体的な数値で示すと表⑫のとおりである。⁽⁵⁾

徴用・動員・強制連行（戸島）

五八

すなわち、「違反者」には徴役や罰金が課せられることになるが、この数値は表面に現われたほんの一部分であり、その背後には数多くの「違反」がありそんでいた。

		労政関係犯罪の検挙状況									
昭和年月	違法件数	民営企			公務員			会社員			労働者
		反乱	強制	暴行	賃金	勤務	金銭	軍需	会社規則	勤務	民営企
19年1月	14	22	2	6	5	5					1
	2	9	9	3	3	3					1
	3	10	10	5	2	7					1
	4	6	9	6	2	3					1
	5	6	14	14	2	1					1
	6	42	42	42	14	14					1
	7	14	30	30	11	11					1
	8	11	11	1	1	1					1
	9	10	70	70	23	23					1
	10	11	23	8	2	2					1
	11	12	2	4	4	4					1
	12	1	2	12	12	12					1
20年1月	2	70	70	28	13	18					1
	3	23	23	8	3	3					1
	4	8	2	2	2	2					1
	5	2	4	4	2	2					1
	6	12	12	12	36	36					1
	7	36	36	40	25	40					1

(昭和20年10月『長官事務引継書』より作成)

多く従事する部門では、労働賃金の高騰が激しく進行し、一斉取締りがたびたび行なわれた。

例えば、二十年の段階になつても、二月末から六日間の取締りで三三九人、五月の十日間で三一〇人、さらに六月の六日間で二三人といった検挙が実行されているのである。⁽⁵⁾

戦後四十年、あのいまわしい戦争に関わった自己の責任などを問い合わせ、悲惨な戦争体験を後の世代に語り継ぎ書き継ぐ努力がなされている今日、その貴重な証言をより正確に、聞き継ぎ、読み継ぐためにこそ「銃後」の工場労働者の実態も、客観的な数値に基いて、明確に把握する必要があると考える。

また、特に土建業や運輸業など、日傭労働者が

「女子挺身隊」への入隊を避けるために、徴兵を受けた男性と急に縁組をした、といったことを聞いている。

- 註(1)『山口県の統計百年』、昭和43年刊。山口県。
- (2)『山口県政史』、昭和46年刊。山口県。
- (3)『職工移動状況調査』、昭和18年度～19年度、労政課。県庁 戰前A・総務一六七四、山口県文書館蔵。毎月一度の集計表綴で、職工数は、五〇人以上を使用する工場を対象として調査している。
- (4)『長官事務引継書』、昭和18年7月。県庁戦前B秘書課五四三、山口県文書館蔵。
- (5)『長官事務引継書』、昭和20年10月。県庁戦前A・総務追加二二七、山口県文書館蔵。
- (6)『光市史』、昭和50年刊。光市役所。
- (7)『特高月報』、昭和17年1月～19年6月。内務省警保局。県立山口図書館蔵。なお、山口県に関する記事は、梅村郁夫『戦時体制への抵抗－特高月報にみる戦時下山口県の不隠な動き』(『続・告発・証言・十五年戦争』所収)に紹介されている。
- (8)『関門日報』、昭和18年8月3日付。
- (9)『報道六十年』、昭和47年刊。宇部時報社。